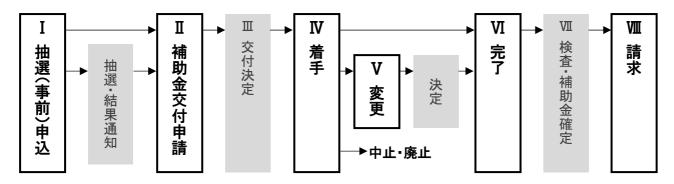
■ 住宅改修(リフォーム)及び耐震改修工事

[手続きの流れ]



I 抽選(事前)申し込み時に提出する書類

- ①補助申請申込書(複合庁舎3階都市建築課窓口にあります)
- ②リフォーム工事費用の積算内容がわかる見積書など ※市に登録している業者の見積書に限ります

Ⅱ 補助金交付申請時に提出する書類

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 住民票(発行から3ヶ月以内、申請者本人の住民票抄本)→複合庁舎1階 コミュニティ推進課 ※リフォーム後に転居して同居する場合は、完了届にあわせて提出(転居後の住民票)
- ③ 同意書兼誓約書(市税等の滞納に関する事項などの調査の同意、居住要件等に該当しなくなった際の補助取消し及び補助金の返還についての誓約)
- ④ リフォームする住宅の所有者が明らかとなる書類
- ⑤ リフォームする住宅の建設年月が明らかとなる書類
 - ※ ④⑤を証明する書類の例(いずれかの書類)
 - ・登記事項証明書(登記簿謄本、権利書)の写し
 - ・建築確認申請関係書類(確認済証、検査済証)の写し
 - ・名寄帳、課税台帳の写し(有料)→複合庁舎2階税務課④番窓口
 - ・固定資産税納税通知書と一緒に送付されている「課税資産(土地・家屋)の明細書」の写し
- ⑥ リフォームする住宅に居住していることがわかるもの
- ⑦ リフォーム工事を施工する住宅の全景及び施工前の状態を撮影した写真※ 完了検査等で申請住宅を特定するために外観の写真を添付してください
- ⑧ 中古住宅を購入しリフォームを行うなど、申請時に所有していない住宅のリフォーム工事の場合は下記のとおりとなります。詳細は申請窓口(都市建築課)でご確認ください。
 - ・②については、改修後の住宅に転居後、完了の届出までに提出
 - ・4⑤については、売買契約書または登記簿の写し等
 - ・⑥については不要
- ⑨ 浄化槽設置届出書の写し(合併処理浄化槽の設置の場合のみ)
- ⑩ 改修前の耐震診断書の写し(耐震改修工事の場合のみ)
- ⑪ 補助事業者が当該住宅に居住していたことがわかるもの(解体の場合のみ)

Ⅲ 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定しましたら、市から通知いたします。

※ 交付決定を受けるまで工事に着手する事はできません。(審査は1~2週間程度かかります)

Ⅳ 工事に着手するときに提出する書類(耐震改修工事のときのみ必要)

- ① 着手届(第7号様式)
- ② 申請者と登録業者との契約書類の写し

V 交付決定の内容から変更になる場合に提出する書類

- ① 変更承認申請書(第3号様式)または中止・廃止承認申請書(第4号様式)
- ② 変更後のリフォーム工事費用の積算内容がわかる見積書(工事費の変更の場合)
 - ※ 市に登録している業者の見積書に限ります。
 - ※ 変更後、補助対象の工事費用が 50 万円未満となった場合には、補助交付決定を取り消します。
 - ※ 工期が大幅に遅延した場合は、補助交付決定を取り消すことがあります。
 - ※ 補助金額が増額となる変更はできません。

VI 工事が完了した際に提出する書類

- ① 完了届 (第9号様式)
- ② リフォーム箇所の施工中、施工後の状況を撮影した写真
- ③ 登録業者に支払った工事代金の領収書の写し
- ④ 住民票(申請時に住宅に居住していなかった場合のみ)※転居後のもの
- ⑤ 浄化槽維持管理・保守点検契約書の写し(合併処理浄化槽の設置の場合のみ)
- ⑥ 改修後の耐震診断書(耐震改修工事のみ)

Ⅵ 検査・補助金の確定

担当職員がリフォーム後の住宅の確認・検査をします。

検査の結果、申請どおりの施工であることが確認できましたら、市から補助金の確定通知をします。

Ⅷ 補助金の請求

補助金の確定通知を受けた後、補助金請求書(第11号様式)を提出してください。

※補助金は金融機関への振り込みとなります。(振込先は申請者ご本人の口座に限ります)

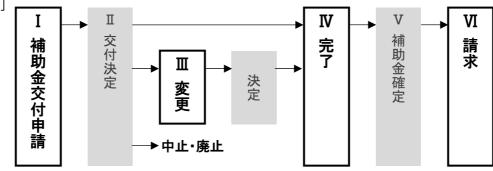
事後調查

多世代同居のリフォームに関する居住要件については、市が独自に調査(3年間)を行います。 調査によっては、事実確認のため、申請者に連絡を取る場合があります。

調査の結果、居住要件を満たしていないと判断された場合には、補助の取消し等について申請者に連絡をいたします。

■ 住宅取得(多世代同居)

[手続きの流れ]



I 補助金交付申請時に提出する書類

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 住民票(発行から3ヶ月以内、多世代同居は全世帯の謄本)→複合庁舎1階 コミュニティ推進課 ※取得する住宅へ転居する前の場合は完了届にあわせて提出
- ③ 同意書兼誓約書(市税等の滞納に関する事項などの調査の同意、居住要件等に該当しなくなった際の補助取消し及び補助金の返還についての誓約)
- ④ 住宅の所有権が明らかになる書類(登記簿謄本の写し)
- ⑤ 住宅取得に係る費用が明らかになる書類 (領収書の写しなど)

Ⅱ 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定しましたら、市から通知いたします。 ※ 審査は1週間程度かかります

Ⅲ 交付決定の内容から変更になる場合に提出する書類

- ① 変更承認申請書(第3号様式)または中止・廃止承認申請書(第4号様式) ※ 取得費用の変更で、交付決定時の補助金額が変更にならない場合は提出不要です
- ② 変更後の内容が明らかになる書類

Ⅳ 完了時に提出する書類

- ① 完了届(第9号様式)
- ② 住民票の写し(申請時に住宅に居住していなかった場合のみ)※転居後のもの
- ③ 支払いまたは融資等の内容が明らかになる書類

V 補助金の確定

必要に応じて担当職員が確認・検査をします。

検査の結果、申請どおりの内容であることが確認できましたら、市から通知いたします。

Ⅵ 補助金の請求

補助金の確定通知を受けた後、補助金請求書(第11号様式)を提出してください。 ※補助金は金融機関への振り込みとなります。(振込先は申請者ご本人の口座に限ります)

事後調査

リフォームと同様に調査を行います。